

- 漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令案への提出意見及び意見考慮結果・理由等
 ※行政手続法第 43 条第 2 項に基づき、提出意見は整理又は要約している場合があります。

番号	御意見の概要	検討結果
1	<p>漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令案において、新たな法律の施行に伴い、規定の整理や、金額算定方法割合の改定に、賛成である。しかしながら、改定箇所に対しては、反対意見もあるため、賛成部分と反対部分の両方を以下に述べる。</p> <p>法令の条文や、条項を整理することには、大きな意義を感じる。新たな法律の施行に合わせて、不要な条項や、整合性の取れない条項を改定、及び削除をすることは妥当であると考えられる。また、改定前と改定後の資料を見比べても、非常に読みやすいと感じられ、簡潔簡素な文面は、法律の当事者に対して、明瞭な理解を促進しうることから、賛成できる。</p> <p>しかし、言葉の表記の変更は、意義や意図が感じられず、不要不急のように感じられるため、反対である。具体的には「全て」と「すべて」、「あわせた」と「合わせた」の二例である。これは、新たに施行される法律に合わせていると考えられるが、私は非常に軽微な改定であると感じている。言葉の表記の改定にかけられる時間を他の多くの法律案の見直しや、所管業務の運営に力を入れていただきたい。言葉の表記に関する規則があるのなら、それに準拠した法律案をはじめから作成したり、ないのであれば、このような軽微な改定まで徹底すること</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>後段の用語の整理については、内閣法制局が定めた「法令における漢字使用等について」(平成 22 年内閣法制局総総第 208 号)において、法令における漢字使用は「常用漢字表」(平成 22 年内閣告示第 2 号)等によるものとされました。これを踏まえ、法令改正の際に順次用語を整理しているところです。</p>

は、公共性や公益性のない改定だと考えられるので、反対である。

上記のように、新たな法律案に合わせた現行法の改定は重要ではあるものの、一部分には不要と思われる改定箇所もあるので、国民に対して、十分な説明が必要である。